

事業主の皆様へ

企業年金制度への
加入に関するご案内

大阪薬業企業年金基金

事業主の皆様へ

大阪薬業企業年金基金(以下、「当基金」)は、2018年3月28日に大阪薬業厚生年金基金の上乗せ部分を引き継ぐ総合型の確定給付企業年金制度として設立されました。

現在408事業所、約33,000名がご加入されている大きな規模の企業年金基金です。

実施事業所の範囲は、医薬品(医薬部外品を含む)、化学薬品医療機器、介護機器・用品、衛生材料の製造、卸販売、小売業及び研究を主たる業とする事業所、関連する業を営む事業所並びに、これらの事業所に関連する事業所となっています。

当基金に加入されていない事業主の皆様におかれましても、安定した老後の生活設計を立てるうえで、事業主、従業員の皆様にとって福利厚生の充実のため、この機会にぜひ、大阪薬業企業年金制度をご検討いただきますように、ご案内申し上げます。

目 次

1. 企業年金制度の役割	P 1
2. 企業年金制度のご活用について(メリット等)	P 2 ~ 3
3. 総合型確定給付企業年金制度(総合DB)について	P 4 ~ 7
4. 総合型確定拠出年金制度(総合DC)について	P 8
5. 企業年金制度におけるガバナンス	P 9
6. 他制度との比較	P 10~ 11
7. 企業年金制度加入にあたってのお手続き	P 11
8. 制度全般に関するQ&A	P 12

この資料のポイント

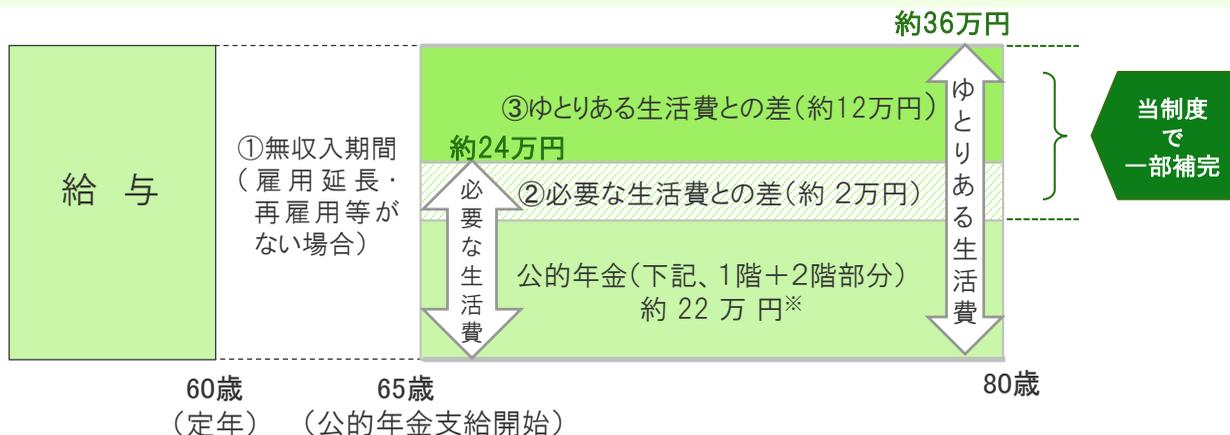
制度加入ご検討の事業所様へ

制度加入時の従業員は、事業主様からの特別掛金を原資として、入社日に遡って制度に加入していたものとみなします。加入後、すぐに退職したとしても給付を受けれるしくみとなっておりますので、現役の従業員にとっても配慮した制度となっております。

1. 企業年金制度の役割

各種調査によると、老後に必要な生活費・ゆとりある老後の生活を送るために必要な生活費は、公的年金だけでは賄いきれません

- 安定した老後の生活設計をたてるためには、企業年金制度による給付を確保することで公的年金を補完していくことが有益です

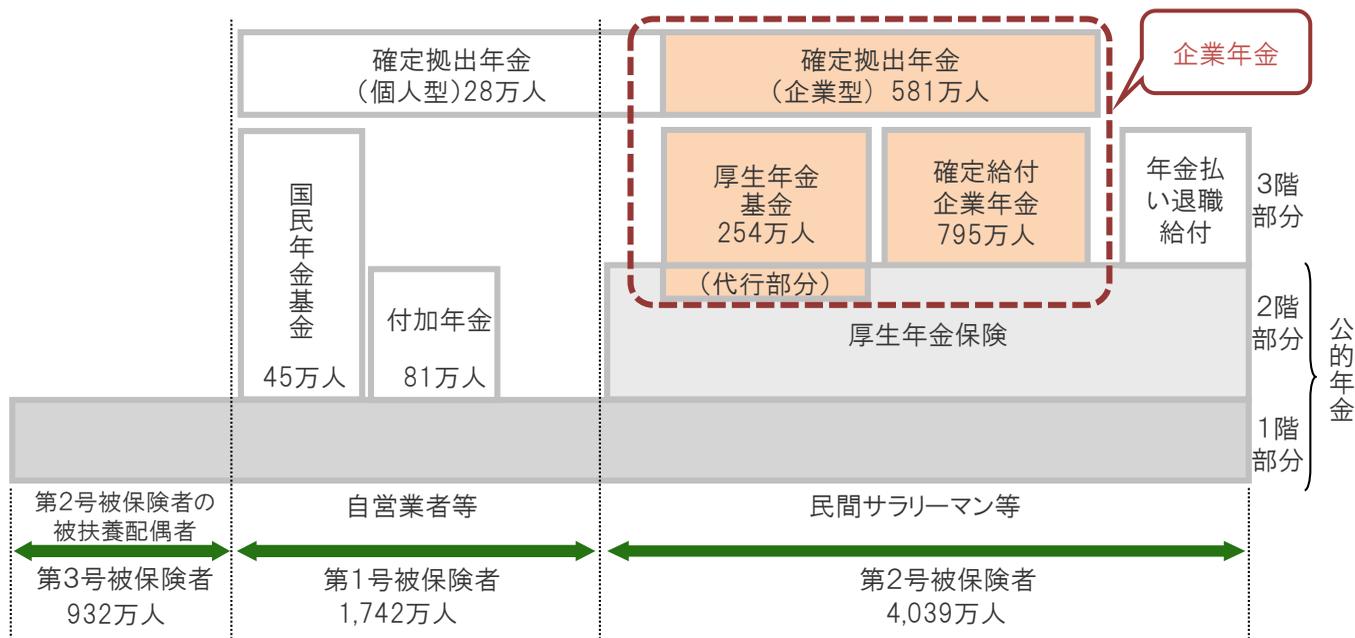


- ①公的年金支給開始までの期間
- ②必要な生活費との差は解消する必要がある
- ③ゆとりある生活費との差は圧縮することが望ましい

※ 夫婦2人分の標準的な年金額 221,504円/月 (平成29年度・厚生労働省)

日本の年金制度

- ① 公的年金: 全ての国民に共通する国民年金(基礎年金、1階部分)、および民間サラリーマン等が加入する厚生年金保険(2階部分)
- ② 企業年金: 厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金(3階部分)



数値は企業年金連合会基礎資料(平成27年12月)、厚生労働省HP発表数値(平成28年7月末)および信託協会HP発表数値(平成28年3月末)より掲載

2. 企業年金制度のご活用について（メリット等）

- ① 事業所における退職金を概ね一定の掛金で事前に積み立てることができ、また、退職金原資の保全が図れます
- ② 事業主様負担の掛金は、損金算入できる税制メリットがあります
- ③ 企業年金制度（以下、「当制度」）は、基金運営における掛金変動リスクを極力抑制し継続的に安定した運営を行えるよう十分配慮した制度設計です

（1）当制度のイメージ図

事業所ごとに、下記①・②・③のいずれかをご選択いただきます ※



国
から
給
付

DB: 確定給付企業年金
DC: 確定拠出年金

※ 個社でDCを実施している場合、
③は選択できません。

（2）事業主・従業員のメリット・ご留意点

事業主 メリット

- ① 従業員に対し、損金算入される掛金にて、年金・一時金給付が可能となる
- ② 自社の退職金と内枠調整することで、外部積立てによる退職金の事前積立が可能となる
- ③ 総合型としてのスケールメリットを活かし、安価なコストで事務作業をアウトソースできる
- ④ 企業年金を実施することによる企業ステータスの向上を通じて人材確保に効果を発揮する
- ⑤ 事業主や役員も加入できる
- ⑥ 不足金発生による掛金増加リスクがない(総合DC部分)
- ⑦ 退職給付会計上、掛金拠出額を費用処理すればよく債務認識が不要となる
- ⑧ 同業他社との親和性を図ることができる

従業員 メリット

- ① 掛金は全額事業主負担で年金・一時金給付を受け取れる(ただし、総合DC部分におけるマッチング拠出は除く)
- ② 安定した老後の生活設計を立てるうえで、公的年金を補完する給付を受け取れる
- ③ 待期中、受給中も2.5%(年率)で利息が付与される(総合DB部分)
- ④ 個人のニーズやライフプランに応じた受取方法の選択が可能
- ⑤ 個人のニーズやライフプランに応じた運用商品の選択が可能(総合DC部分)

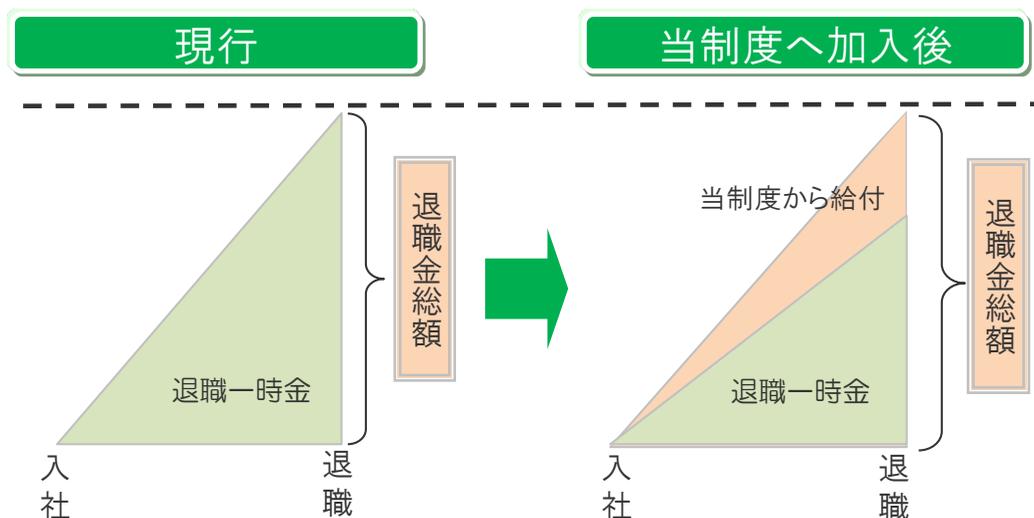
ご留意点

- ① 当制度の運営状況次第では制度の見直しの可能性がある
(事業主・従業員共通)

(3) 活用例

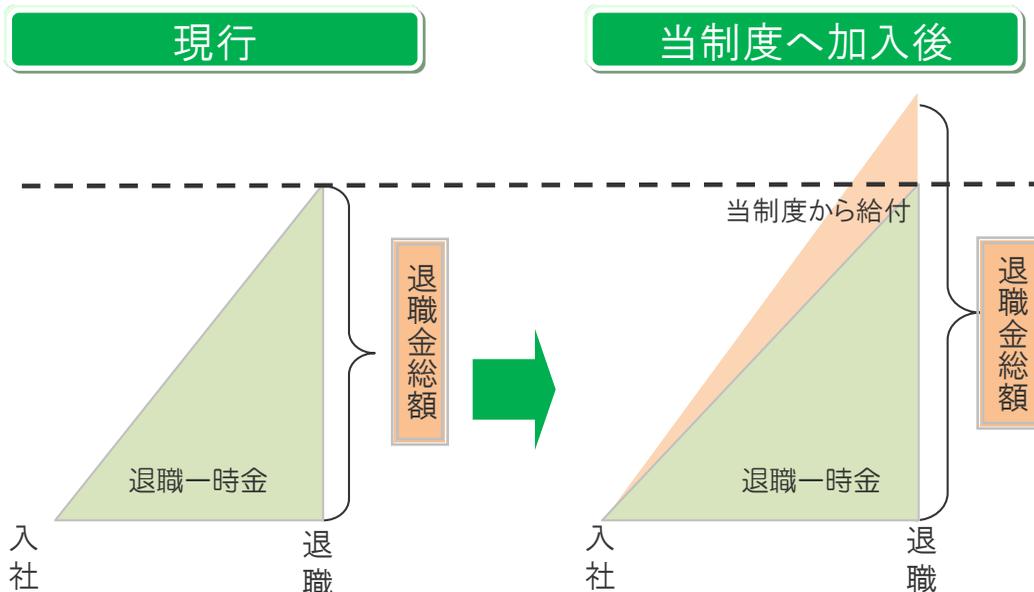
【当制度(総合DB)を退職一時金制度の「内枠」として活用】

- ① 退職一時金制度の一部を当制度(総合DB)から給付し、残額を退職一時金制度から支払います
- ② 当制度(総合DB)は、退職給付会計の複数事業主制度の例外措置※が適用されます



【当制度(総合DB)を退職一時金制度の「外枠」として活用】

- ① 退職一時金制度とは別に、当制度(総合DB)から給付します(退職金の増額)
- ② 当制度(総合DB)は、退職給付会計の複数事業主制度の例外措置※が適用されます



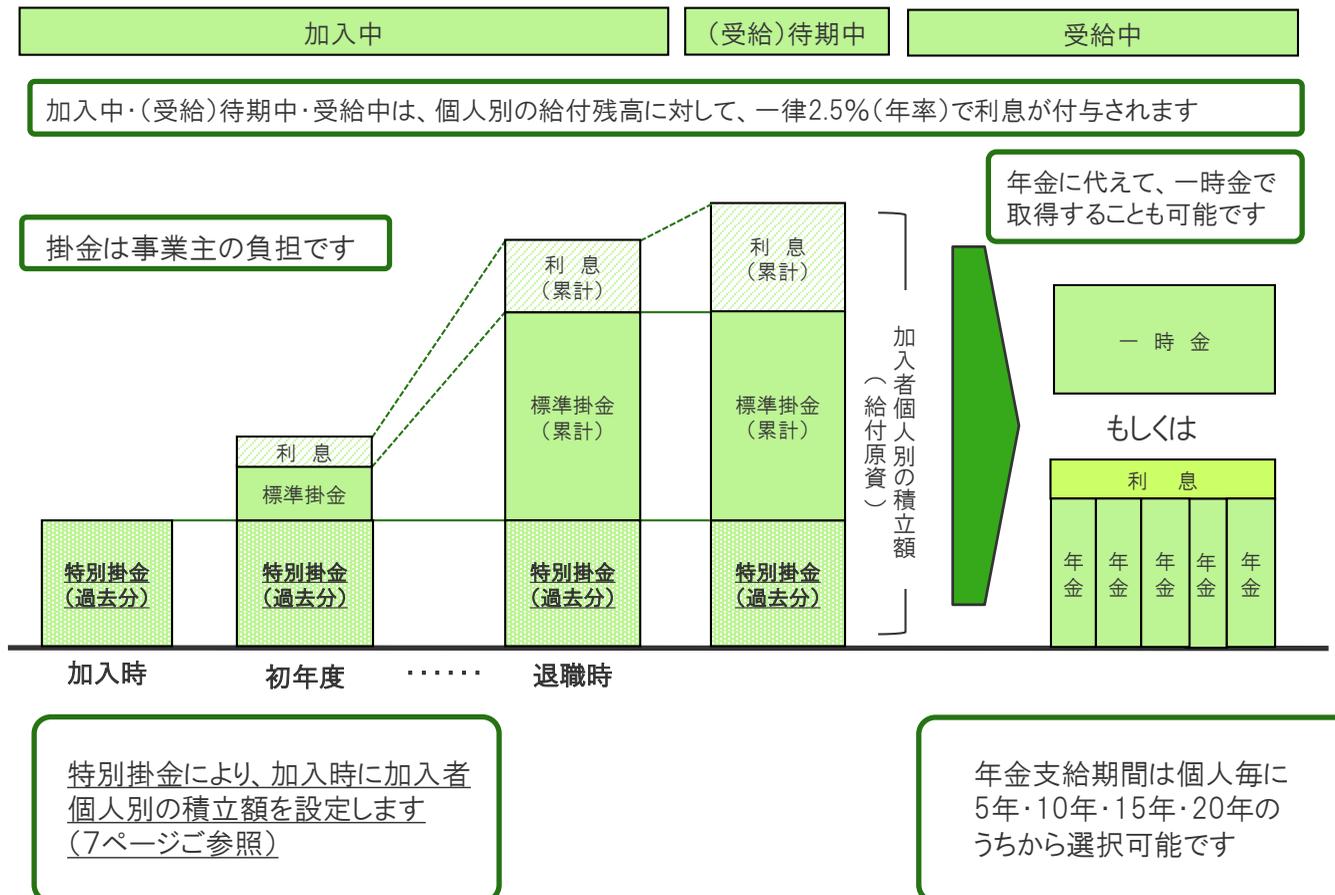
※ 掛金拠出額を費用処理すればよく債務認識が不要となります。(2ページ(2)事業主メリット②ご参照)

3. 総合型確定給付企業年金制度（総合DB）について

- ① 事業主様負担の掛金と利息(年率2.5%)により、将来給付される残高が積み上がる「事前積立方式」による確定給付型の年金制度です
- ② 掛金は全額事業主様の負担です(加入者の負担はありません)
- ③ 予定利率を2.5%(年率)とし、安定的な運営が可能です
- ④ 加入者それぞれのライフプランに合わせ、年金支給期間を5年・10年・15年・20年から選択できる確定年金です
- ⑤ 加入事業所間での転職時において、加入者期間及び将来給付される残高を転職先に持ち込むことができます
- ⑥ 事業主様が特別掛金を負担することで、当制度加入以前に入社した従業員は、入社日に遡及して総合DBに加入していたものとみなします(過去勤務期間の通算、7ページご参照)

(1) 総合DBの仕組み(イメージ図)

加入者の場合



(2) 総合DBのモデル給付額および掛金負担額

■【前提】平均給与:360千円(月額) 20年確定年金を選択

【モデル給付額】

(単位:円)

制度加入後の新規加入者				年齢 (歳) ※1	加入 期間 (年)	制度加入時の従業員 ※2 (平成30年3月時点)					
年金額	1階部分	36,900	合計	61,500	30	10	※2 制度加入時の年齢を40歳として算定したモデル(入社時年齢は20歳と仮定) 制度加入時に給与および勤続期間に応じた個人別積立額を設定 (算定方法については、7ページご参照)				
	2階部分	24,600									
一時金額	1階部分	277,000	合計	461,600							
	2階部分	184,600									
年金額	1階部分	76,600	合計	127,700	40	20	年金額	1階部分	60,900	合計	60,900
	2階部分	51,100					2階部分	0			
一時金額	1階部分	735,800	合計	1,226,300	40	20	一時金額	1階部分	584,400	合計	584,400
	2階部分	490,500					2階部分	0			
年金額	1階部分	116,100	合計	193,500	50	30	年金額	1階部分	100,300	合計	126,700
	2階部分	77,400					2階部分	26,400			
一時金額	1階部分	1,427,500	合計	2,379,100	50	30	一時金額	1階部分	1,233,700	合計	1,557,400
	2階部分	951,600					2階部分	323,700			
年金額	1階部分	153,500	合計	255,900	60	40	年金額	1階部分	137,800	合計	189,100
	2階部分	102,400					2階部分	51,300			
一時金額	1階部分	2,417,200	合計	4,028,600	60	40	一時金額	1階部分	2,169,100	合計	2,976,700
	2階部分	1,611,400					2階部分	807,600			

【モデル掛金負担額 ※3】

(単位:円)

制度加入後の新規加入者				年齢 (歳) ※1	加入 期間 (年)	制度加入時の従業員 ※2 (平成30年3月時点)			
1階部分	249,072	合計	415,092	30	10	※2 制度加入時の年齢を40歳として算定したモデル(入社時年齢は20歳と仮定)			
2階部分	166,020								
1階部分	591,264	合計	985,392	40	20	1階部分	0	合計	0
2階部分	394,128					2階部分	0		
1階部分	1,026,576	合計	1,710,888	50	30	1階部分	435,312	合計	725,496
2階部分	684,312					2階部分	290,184		
1階部分	1,554,984	合計	2,591,556	60	40	1階部分	963,720	合計	1,606,164
2階部分	1,036,572					2階部分	642,444		

※1 記載の年齢に到達した日を基準として算出しております。

※2 加入事業所の特別掛金収入現価を基準に移行時の積立額を算定するため、事業所の加入員構成や制度設立時に算定される特別掛金の償却期間によってはモデルと乖離する場合があります。

平均特別掛金額(月額): 平均給与360千円×1.3%=4,680円

※3 掛金負担額については、標準掛金の累計額を記載しています。

(3) 総合DBの詳細

項目		総合DB (DB I・DB II)
加入資格	対象	65歳未満の厚生年金被保険者
	資格取得	実施事業所における加入者となったとき(65歳未満)
	資格喪失	退職、65歳到達、死亡など
	加入期間	加入月～喪失月の前月
年金給付等	給付利率(受給中) 据置乗率(待期中)	2.5%(定率)
	支給開始年齢	65歳 ※1
	年金支給方法	確定年金(5・10・15・20年から選択) 一時金での支給も可能
受給資格	老齢給付金	加入期間10年以上
	退職(脱退)一時金	加入期間1ヶ月以上10年未満
	遺族一時金	①加入期間1ヶ月以上の加入者の死亡 ②受給待期中の死亡 ③年金受給中の死亡
予定利率		2.5%
掛金 (全額事業主負担※2)		(DB I:1階部分) 標準掛金: 標準報酬月額 × 0.9% 特別掛金: 標準報酬月額 × 1.3% (DB II:2階部分) 標準掛金: 標準報酬月額 × 0.6%

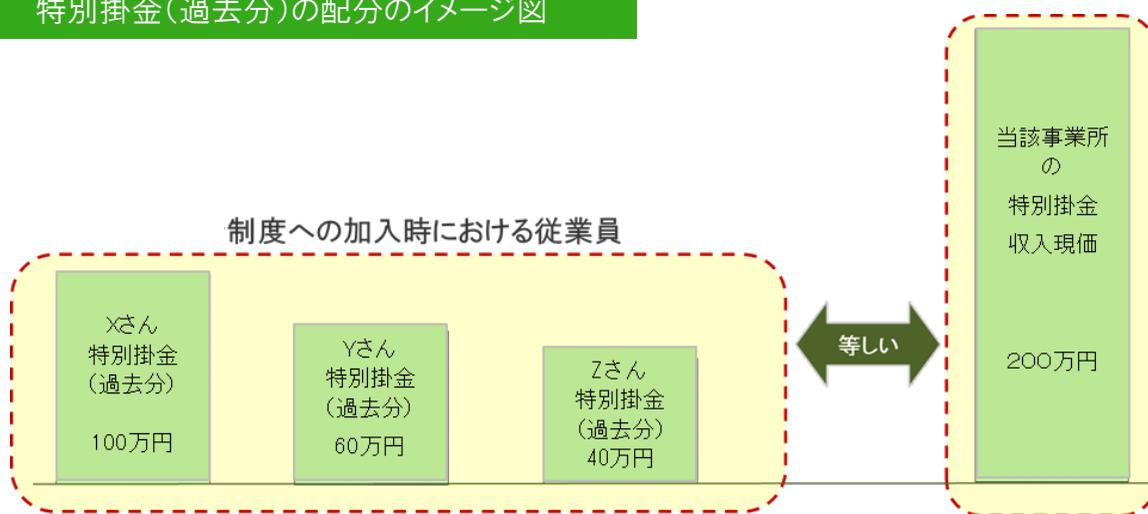
※1 50歳以上で資格喪失した場合、すぐに受給することも可能です。

※2 上記掛金以外に、事務費掛金が標準報酬月額×0.18%必要となります。

(4) 企業年金制度加入時の個人別積立額について

- ① 当制度加入時の従業員に対し、個人別の積立額として特別掛金(過去分)を付与します(4ページ(1)総合DBの仕組み(イメージ図)における「特別掛金(過去分)」ご参照)
- ② 事業主様に負担いただく特別掛金収入現価が、当制度加入時の従業員に配分されます
- ③ 当制度加入時の従業員は、加入時点までの過去期間にかかる積立がありませんが、上記、特別掛金(過去分)の付与により、仮に加入後にすぐに退職したとしても、新制度からの給付を受けることができます

特別掛金(過去分)の配分のイメージ図



※ 特別掛金収入現価とは
標準報酬月額×1.3%(6ページご参照)を、将来にわたって負担すると仮定した金額を、現在価値に割り引いたものです。

当制度加入時の個人別積立額の算定方法

○個人別積立額(=個人別特別掛金(過去分))

$$=(A) \times [(B) / \text{当該事業所の(B)の合計額}]$$

・(A) 当該事業所の特別掛金収入現価 = 事業所の個人別積立額総額

・(B) 個人別算定基礎額

$$= \text{勤続年数別モデル一時金額} \times$$

$$\text{【給与月額} / \text{勤続年数別モデル給与月額】}$$

4. 総合型確定拠出年金制度（総合DC）について

※ 本資料2ページ「2. 新制度のご活用について(メリット等)」中、③(DB I +DC)に関する内容です

- ① 掛金は全額事業主様の負担です(加入者の負担はありません)
- ② 定額の掛金を毎月積立て、加入者それぞれのニーズに応じた運用商品の選択が可能な、確定拠出型の年金制度です
- ③ 原則、資格喪失以降60～70歳の任意の時期に、一時金もしくは年金で受給できます
- ④ 選択した運用商品の運用実績に基づき、将来の給付額が変動します(払い込んだ掛金に対する給付額の保証はありません)

(1) 総合DCの基本設計

項目	内容	採用理由
加入者	60歳未満 (加入者の範囲は事業所毎に決定)	事業所毎のニーズに柔軟に対応可能
資格喪失	退職(もしくは65歳到達)	総合DBに合わせる
掛金設定	加入者1人あたり月額2,000円 (定額制) ※1	管理上の負荷軽減を図る一方で 複数の加入事業所のニーズに対応して 掛金の上積みを可能とする設計
年金支給期間	5年・10年・15年・20年 ※2	総合DBに合わせる
一時金選択	25%刻みで 年金との併給も可能	受給者の利便性を考慮
手数料	加入者: 事業主の全額負担 (月額432円) 受給者: 受給者本人負担 (月額486円)	事業主にとって わかりやすい手数料体系

※1 事業所ごとに、掛金を上積みすることが可能です。

※2 年金給付時に、受給者本人が終身保険を購入することで、終身での受け取りも選択可能です。

(2) 総合DCのモデル給付額

運用実績(年率)	1.5%	2.5%	3.5%
①掛金額累計(40年間)	96万円		
②資産運用収益	約35万円	約68万円	約110万円
(①+②)将来の給付原資	約131万円	約164万円	約206万円

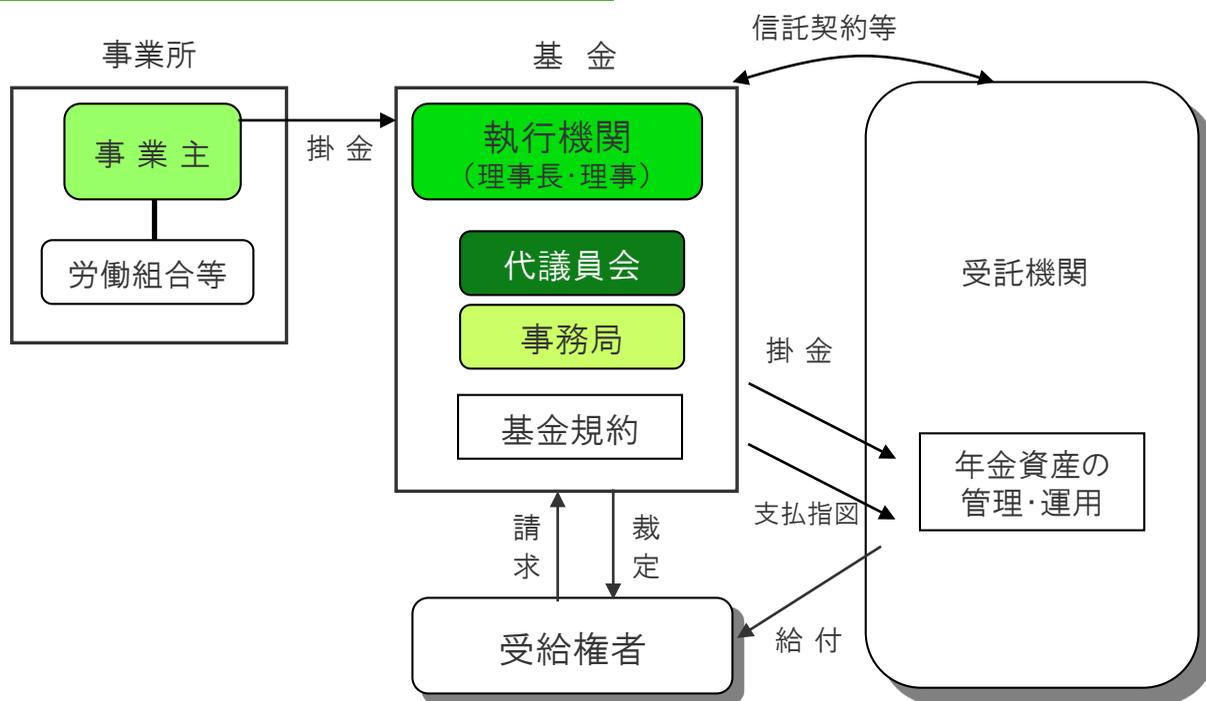
※前提: 掛金2,000円(月額)、加入期間40年(60歳退職)

※運用実績および給付額は保証されたものではありません。加入者それぞれが選択した運用商品の運用実績に基づき、将来の給付額は変動します。

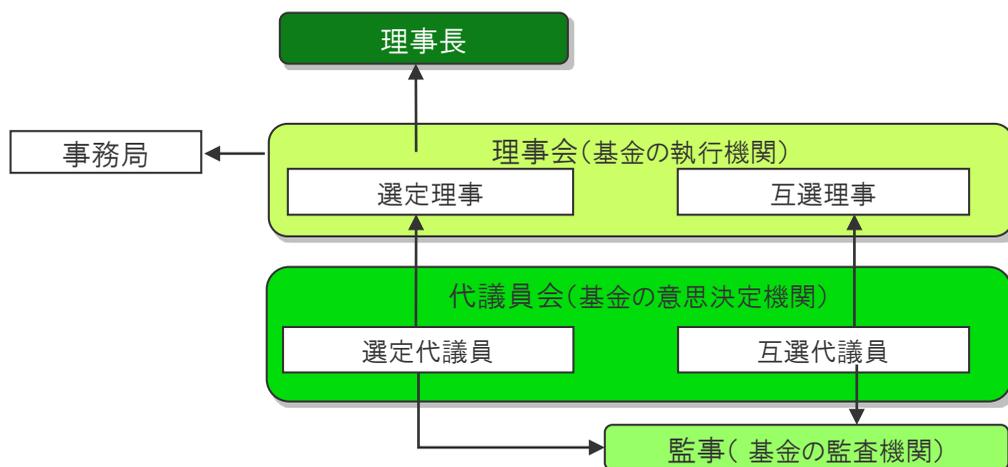
5. 企業年金制度におけるガバナンス

- ① 事業所等とは別の法人として設立される企業年金基金(以下、「基金」)が、基金規約等に基づいて、信託銀行等の受託機関と契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、受給者に対する年金等の給付を行います
- ② 基金の加入者等から選出される、理事会や代議員会及び基金事務局の組織が中心となり、事業運営を行います
- ③ これらの運営に対し、監事による監査を定期的に行うことで、ガバナンスを徹底した事業運営を行ってまいります

基金と事業所との関係



基金の構成



6. 他制度との比較

- ① 事業所が選択しうる年金制度や退職金制度として、個社DB、個社DC、中小企業退職金共済(以下、「中退共」)などがあります
- ② それぞれメリット・デメリットがありますので、年金制度や退職金制度に対する各事業所のニーズをよく検討する必要があります
- ③ 当制度は、DBおよびDCの選択による多様なニーズが取り込み可能、事業所における運営事務負担の軽減、スケールメリットによるコスト削減、退職給付会計における負債認識が不要、といったメリットがあります

個社DBとの比較

項目	個社DB	当制度
スケールメリット	・相対的に資産規模が小さくなり、スケールメリットをとりにくい	・相対的に資産規模が大きくなり、スケールメリットを活かした資産運用や事業運営が可能(総合DB)
資産運用体制	・資産運用の専門家の確保が困難 ・運用方針決定プロセス等、社内意思決定の仕組みを整備する必要あり	・資産運用委員会等の意思決定プロセスが整備されている(総合DB)
制度運営体制	・法改正や制度変更等の都度、自社で手続きを完結する必要あり ・行政監査対応等、法令の規定による制度運営体制の整備が必要	・複雑な手続きは基金事務局が代行 ・基金として制度運営体制を整備する
退職者の管理	・退職者(受給権者)からの質問に対し、事業所が回答する義務が生ずる	・退職者(受給権者)からの質問は、基金の事務局が対応
退職給付債務(PBO)	・退職給付債務として認識、退職給付費用の計上が必要	・複数事業主制度の例外規定により、退職給付債務の計上は不要

個社DCとの比較

項目	個社DC	当制度
資産運用	・運用コスト、資産管理等にかかる事務面での対応が必要となる	・アウトソース効果が得られ、コスト、事務面での自社負担が減少する
掛金の負担	・従業員による運用のため、事業主の追加負担は発生しない	・予定利率を2.5%とすることで、追加掛金負担の発生を抑制(総合DB)
従業員への負担	・投資教育を通じ、運用リスクを従業員が負うことへの心理的なハードル、負担感等の解消が必要	・DBとDCを組み合わせることで、自社DC100%とするより従業員側の負担を軽減することができる
投資教育負担	・継続的に投資教育が必要	・投資教育への企業負担が軽減される(総合DC) ・投資教育は不要(総合DB)

中退共との比較

項目	中退共	当制度
加入事業所の条件	・中小企業者に限定 (一般業種の場合、常用従業員数300人以下 又は資本金3億円以下)	・全ての厚生年金保険適用事業所
所得保障機能	・一時金給付(原則)	・年金または一時金の選択が可能
利息	・1.0%	・2.5%(総合DB)
加入者の条件	・役員(オーナー)は加入できない	・65歳未満の全ての厚生年金保険被保険者 (総合DB)
掛金	・掛金月額は個人別に下限5,000円～ 上限 30,000円の範囲で選択	・個人別の標準報酬に応じて決定 (総合DB I +総合DB IIに加入で標準報酬 ×2.8%)

7. 企業年金制度加入にあたってのお手続き

当制度の加入にあたって、事業主様にご準備いただく主な書類は、以下のとおりです

	申請書類	概要
1	従業員代表者の同意もしくは 労働組合代表者の同意	事業所における被保険者の過半数で組織される労働組合がある場合はその代表者の同意、そういった労働組合がない場合は、事業所における被保険者の過半数を代表する者として選出した代表者の同意が必要です
2	代表者証明書もしくは 労働組合現況証明書	上記1における被保険者の過半数代表者 もしくは 労働組合代表者に関する証明書 (事業主に発行していただきます)
3	労使協議の経緯書	当制度への加入に際し、労使間で合意に至った経緯を記載していただきます

8. 制度全般に関するQ&A

【Q1】 加入者ごとの選択に応じて加入する制度を選択することは可能でしょうか？

＜A1＞ 当制度の選択にあたっては、事業主ごとの選択が前提となります。
加入者ごとの選択はできませんので、あらかじめご了承ください。
(2ページ(1)当制度のイメージ図)

【Q2】 当制度に加入することで、掛金負担はどうなるのでしょうか？

＜A2＞ 当制度に加入した場合における掛金負担は、総合DB・総合DCともに、
全て事業主の負担となります。
(総合DCのマッチング拠出の場合を除きます)
(4ページ②、8ページ①など)

【Q3】 当制度の①～③の選択にあたり、いったん選択したものを途中で変更することは可能でしょうか？

＜A3＞ 掛金が増額となるコース変更であれば変更可能です。
(2ページのイメージ図、「②DBⅡ」を選択後、「①DBⅠ+DBⅡ」もしくは「③DBⅠ+DC」
に変更する場合)

【Q4】 当制度で特別掛金を負担するのはなぜですか？

＜A4＞ 当制度加入以前に入社した従業員が、入社以降、当制度加入までの過去期間分
にあたる給付原資を、事業主に負担してもらうのが特別掛金(1.3%)となります。
そのため、例えば、仮に、当制度に加入した後の期間が短かったとしても、
入社以降10年以上経過している場合は、当制度(総合DB)より年金を支給する
ことが可能です。
(4ページ⑥、(1)総合DBの仕組み(イメージ図)、7ページ(4)当制度加入時に
おける個人別積立額について)

【Q5】 現在すでに他の年金・退職金制度に加入しているのですが、その場合であっても、 当制度に加入は可能でしょうか？

＜A5＞ 現時点において、他の年金制度等を実施している場合、当制度への加入にあたっては
以下の通りとなります。
中退共・DBを実施中：当制度にも同時に加入することが可能です。
DCを実施中：他DCを既に実施している場合、当制度における③DBⅠ+DCには
同時に加入することはできません。
(2ページ(1)当制度のイメージ図)

大阪薬業企業年金基金

〒540-0037 大阪府中央区平野町3-2-5

電話番号：06-6945-1021 FAX番号：06-6947-0514

ホームページ： <http://www.daiyaku-nenkin-kikin.jp>